



賃貸住宅の退去トラブルに注意!



●「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による床や壁などの汚れや経年変化による損耗は家主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じた場合は借主（入居者）の負担とされています。

●契約時は契約書の記載内容をよく確認し、賃貸物件の現状を撮影しましょう。

●退去時は精算内容をよく確認し、納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。



トラブルの相談は早めに札幌市消費者センター(☎728-2121)又は消費者ホットライン(☎188)へ